

## 5 地方公務員の労使関係制度見直しへの慎重な対応について

政府は、国家公務員の給与削減措置にあわせ、自律的労使関係制度を措置するため、非現業国家公務員の労働基本権を拡大する法案を今国会に提出しており、地方公務員についても、国家公務員に準じた見直しを行うべく、現在、検討が進められている。

その主な内容は、①人事委員会勧告制度を廃止するとともに、労働組合に協約締結権を付与し、団体交渉を通じて自律的に職員の勤務条件を決定しうる仕組みとすること ②交渉不調の場合の調整システムとして、都道府県労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁の制度を設けること ③消防職員についても、一般職員と同様、団結権及び協約締結権を付与すること等が挙げられる。

しかし、各都道府県では、これまで現行の労使関係制度のもと、各団体の実情を踏まえ、独自の給与カットや大規模な職員数の削減など、国を大きく上回る行財政改革を自主的・自律的に実施してきたところである。こうした中、今回の見直しに係る問題点について、全国知事会からも再三の指摘を行ってきたが、未だ明確な回答が得られていない。

このような状況で国と同様の見直しを行うことは、地方行政運営に大きな影響を与え、混乱を引き起こすものである。

そこで、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

- 1 「国と地方の協議の場に関する法律」に基づく協議の場において、現行制度の問題点は何か、また、現行の勧告制度を廃止し協約締結権を付与した給与決定の仕組みとすることで、どのようなメリットがあるのか、納得できる説明と必要な協議を行うこと。
- 2 現在、各都道府県において有効に機能している労使関係制度を尊重し、無用の混乱を引き起こす見直しを行わないこと。

- 3 消防職員については、緊急時の指揮命令系統に重大な支障を及ぼす懸念があり、見直しの対象から外すこと。